

全養協通信

平成19年12月12日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 社会保障審議会児童部会「社会的養護専門委員会」

最終報告書を公表(11月29日)

厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、11月29日、最終報告書を公表しました。最終報告書は、11月22日に開催された第5回委員会で提案された案について、調整の上公表したものです。

詳細は別添資料をご覧ください。また最終報告書は下記厚生労働省ホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ(トップページ 審議会、研究会等 社会保障審議会)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/s1129-7.html>

2. 「JOMO児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成事業」

実施要項をお送りします

児童養護施設退所後の児童(20歳未満)も対象となります

前号(185)でお伝えした標記奨学助成事業について、実施要項をお送りいたします。対象者は、高校卒業後平成20年度より大学・短期大学・専門学校等に進学を予定している下記の児童等になり、児童養護施設退所後の方(20歳未満)も対象となります。

申込み締め切りは3月7日(金)となります。本助成制度は他の奨学制度との併用が可能ですので、対象となる児童がおられましたら、本助成事業の活用をご検討ください。

児童養護施設に入所している児童

児童養護施設を退所した20歳未満の方(年齢は平成20年4月2日現在の満年齢)

3. 児童福祉施設等に関する「身元保証人確保対策事業」のご案内 ～ 就職時の身元保証・賃貸住宅借用時の連帯保証に本制度を利用ください ～

本年7月から事業を開始しています

標記事業は、全国社会福祉協議会が運営主体です。児童養護施設を退所した子どもについて、就職やアパートの賃借時、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことにより、施設長等の保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じた際、賠償額のうち一定額を支払うものです。

施設長等が保証人を引き受ける場合の負担感を軽減するとともに、施設を退所した子どもたちの社会的自立の促進に寄与することを目的とし、国と都道府県の財政措置のもと、今年7月から事業が開始され、すでに多くの施設長等に本制度を活用いただいています。

本制度利用にかかる保証料は、国と都道府県等が負担するため、申込者（保証人）の保証料負担はありません。また年度途中からの申し込みもお受けしています。

子どもの自立支援の一助として、本制度を活用してください

「利用の手引き」を同封いたしますので、制度の活用をご検討ください。なお、本事業への申し込みは、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村行政を通じて行います。保証料も措置委託元の行政と国が負担しますので、申し込みにあたっては当該行政とご相談ください。

「利用の手引き」をはじめ、本制度の関係資料は、全養協ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

4. 規制改革会議「准保育士」導入を検討

～ 全国保育協議会・全国保育士会、導入に反対を表明 ～

内閣府の規制改革会議では、規制緩和策の一環として、保育士の資格要件について検討を進めています。その中で、子育て経験があれば3か月程度の研修を受け「准保育士」資格を付与すること、学歴に関係なく保育士試験の受験資格を認めること、などが検討されています。

これに対し、全国保育協議会・全国保育士会では共同で意見書を取りまとめ、「准保育士」資格の導入に反対するとともに、関係国会議員などへの要請を行いました。

「准保育士」導入への反対表明

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 小 川 益 丸
全 国 保 育 士 会
会 長 御 園 愛 子

全国 2 万 1 千の認可保育所が加入する全国保育協議会と、全国 18 万人の保育士を会員とする全国保育士会は、平成 19 年 10 月 29 日の第 8 回規制改革会議で検討、提案された「准保育士」の導入に次の理由により反対する。

(1) 保育士資格保有者が働ける労働環境の整備を優先すべきである。

保育士養成校(全国に 503 か所 平成 18 年 4 月現在)を卒業し当該資格を取得する者は年間約 4 万 2 千人(平成 17 年度)を数える。また、保育士試験合格者を加えた保育士資格保有者は累計で約 162 万 2 千人であり、保育所の保育士採用は有資格保育士により満たされる状況にある。

提案にある子育て経験のあるものに短期間の研修を行い「准保育士」として導入するのではなく、有資格者を優先すべきである。とりわけ、保育士養成施設を卒業し、保育分野以外に就職する約半数の者が保育所で働けるように、保育士の労働環境を整備することが重要である。

(2) 保育現場は専門性の高い人材を求めている。

保育所保育は、生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な乳幼児時期に養護と教育を一体的に提供することで、豊かな人間性を持った子どもを育くむ営みである。その担い手である保育士は、継続的に一貫した保育の提供を担う専門職である。とくに近年、発達障害や被虐待の子どもなどの利用が増加の傾向にあり、子どもたちへのケアの充実のために、より専門性の高い保育が必要となっている。さらに、養育力の低下が指摘される中で、保護者への支援の充実も求められている。このため、現場では保育士の研修等、現任訓練の充実に取り組んできている。一方、保育士資格は平成 3 年に受験資格が高校卒から短大卒に引き上げられ、平成 15 年には国家資格化された。この経緯は社会的に子どもと家庭の変容に対応するためのものであった。自分の子どもを育てた経験があること、他人の子どもを育てる資質・知識・技術があることは異なるものである。提案の「准保育士」は、今日の現場での資質向上の取り組みに逆行している。

(3) 保育の質の低下につながる。

未来を担う子どもの豊かな成長を保障するためには、その担い手である保育士の労働条件の改善は不可欠である。「准保育士」が導入されることで、現在も厳しい状況にある保育士の労働条件(賃金や労働時間など)が、さらに低下することが危惧される。

また、そのことが子どもの育ちや保護者への支援を行う保育士の資質の低下につながり、結果として保育の質の低下をまねくことが懸念される。

(4) 混乱を生じさせる「准保育士」の名称の導入には反対する。

国家資格化により名称独占となった「保育士」の名称と連動したように誤解をもたせるような「准保育士」という名称の導入は反対であり、利用者にとっても問題である。

なお、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められている中で、子育て経験のある人や関心のある人が子育ての「支援者」、「協力者」となる取り組みを否定するものではない。

【規制緩和を求められている内容】

准保育士資格の創設

「子育て経験のある者」に3か月程度の研修の後に准保育士の資格を付与。

* 保育や子育ての分野で働きたい人が取得しやすい資格として、現の保育士資格(国家資格)よりハードルの低い准保育士の資格の創設

保育士養成施設への入学要件の緩和

保育士養成施設への入学要件を「子育て経験のある者」であれば高卒でなくても可能とするよう検討

保育士試験受験のための要件緩和

現在、高卒者、中卒者が保育士試験受験資格を得るためには、児童福祉施設での実務経験が高卒で2年、中卒で5年以上必要とされているが、「子育ての経験のある者」については、受験資格を与えることを検討。

<今回の同封資料>

- (1) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 報告書
- (2) 「JOMO児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成」実施要項
- (3) 児童福祉施設等に関する「身元保証人確保対策事業」利用の手引き
- (4) 全国子ども家庭福祉会議 開催概要資料